

上尾市副食費の実費徴収に係る補足給付費支給事業実施規則及び上尾市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月3日

上尾市長 畠山 榮

上尾市規則第17号

上尾市副食費の実費徴収に係る補足給付費支給事業実施規則及び上尾市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

- (1) 上尾市副食費の実費徴収に係る補足給付費支給事業実施規則（令和2年上尾市規則第43号）第2号様式及び第3号様式
- (2) 上尾市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施規則（令和3年上尾市規則第94号）第2号様式から第4号様式まで及び第7号様式から第9号様式まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。